

b) 社会医療法人債の説明用資料と届出書等の作成

投資家の投資判断に必要な資料は、債券発行の都度で作成し、引受証券等を通じて、投資家に配布する必要がある。当該資料に記載する内容は、当該債券の詳細情報や社会医療法人の概要、財務情報、既発行の債券との比較情報など多岐にわたり、当該債券が魅力的な投資対象であることを説明することを目的とする。このような資料は社会医療法人が単独で作成することは難しく、したがって、主幹事証券と密な連携を取り、十分な吟味を重ねて作成することが肝要である。

c) 社会医療法人債の引受審査

証券会社は、社会医療法人債の発行を検討する社会医療法人が、債券を発行する資格要件を充足するか、投資家に対する適切な情報開示が行われている体制ができているかなど、多方面から審査を行なう必要がある。なぜなら、投資家が応募するには、それ以外の拠り所となる情報がないからである。そのため、社会医療法人債を発行する社会医療法人は、主幹事証券から債券発行に関する引受審査を受けることとなる。

具体的には、①資金使途の関係、②財務諸表や財務データなどの発行者情報、③投資家へのリスク開示内容や利害関係者の有無などについて、広範囲の引受審査が実施されるものと想定される。引受審査手法は、地方公共団体や事業法人などの債券発行に対して一般的に実施されている手法を踏襲することとなるであろう。従って、社会医療法人は、主幹事証券の事前の質問に対する回答を踏まえた上で、主幹事証券の審査担当者の質問に発行者側が答えるミーティングなどにも十分対応できよう、発行者として、準備が必要となる。

d) 社会医療法人債の引受け

社会医療法人債の引受けには、通常の社債券の発行と同様に、発行総額を一括して引き受ける総額引受けと投資家への販売で売れ残った債券を引き受ける残額引受けがある。残額引受けは、引受責任の分担のため、複数の引受証券が集まり引受シンジケート団を組織し、売れ残りがあった場合にはその団内での取り決めた割合に従って、それぞれ残額を引き受ける。

②管理者（34 ページ【図表 3】の関係者②）

管理者は、債券発行に必要な事務手続き（諸契約書、申込書の作成、払込金の受入れなど）や債券の元利金の支払いに関連する業務や債券の管理等を行う。担保付債券を発行した場合、社会医療法人債権者のために担保管理を行う場合もある。万が一の場合、担保権を実行し、社会医療法人債権者に代わって担保物件を処分して元利金払いに充当することもある。

管理者は主に銀行や信託銀行等がなり、実績や委託手数料率などの提案により選定される。社会医療法人債も、一般債同様の手続になることが想定され、管理委託手数料額は、管理者と発行者の協議により決定される。